

市立星が丘小学校外2校特別教室空調設備設置修繕 仕様書

1 適用事項

- (1) 本仕様書は、修繕の実施に必要な事項について定めるものとし、本仕様書及び契約書等に記載のない事項でも必要な事項については、発注者と協議のうえ実施するものとする。
- (2) 受注者は、発注者との連絡を密に行い、作業中は、作業員を指揮し状況把握のうえ、遺漏のないよう実施するものとする。なお、危険防止措置や作業に必要な業務については、受注者の責任において行うものとする。

2 修繕の場所

学校名 : 星が丘小学校 外
所在地 : 相模原市中央区星が丘3-1-6 外

3 完成期限

令和 9 年 3 月 12 日

4 修繕内容

別冊の設計書のとおり

5 法令等の遵守

修繕の実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

6 完成報告

受注者は、修繕が完成したときは遅滞なく、次の書類を完成期限までに提出すること。

- (1) 写真 1式 (着手前、施工中、完成等の確認が可能なもの)
- (2) 修繕完成届

7 監督員

- (1) 発注者は、監督員を置いたときは、受注者に告知する。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書（図面、仕様書等をいう。）に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ア この契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
 - イ 設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、修繕の施工状況の検査、修繕材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- (3) 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの条項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に告知する。
- (4) 発注者が監督員を置いたときは、この条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- (5) 発注者が監督員を置かないときは、この条項に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

8 検査及び引渡し

- (1) 発注者は、完成報告を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。
- (2) 受注者は、検査の結果、必要な措置を命ぜられたときは、直ちに対応し、再検査を受けなければならない。
- (3) 前2項の検査に合格したときは契約目的が履行され、当該施設が受注者から発注者に引渡されたものとする。

9 修繕料の支払い

- (1) 修繕料の支払いは、修繕完成届の提出後、発注者による検査が完了してから行うものとする。
- (2) 修繕料の請求があったときは、その適正な請求書を発注者が受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

10 権利・義務の譲渡等

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

11 再委託の禁止

受注者は、請け負った修繕を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を経て修繕の施工の一部を第三者に請け負わせる場合は、この限りでない。

12 契約不適合責任

- (1) 受注者は、発注者の検査合格後1年の期間契約不適合責任を負わなければならない。
- (2) 契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその旨を受注者に通知したときは、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

13 損害の賠償

受注者は、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者の責めに帰する場合を除き、その与えた損害を賠償しなければならない。

- (1) 業務不完全により発注者に損害を与えたとき。
- (2) 発注者の財産に損害を与えたとき。
- (3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

14 暴力団等排除に係る発注者の解除権

- (1) 発注者は、受注者が次のア～エのいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - ア 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - イ 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - ウ 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - エ 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時修繕の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- (2) (1)の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (3) (1)の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

15 暴力団等からの不当介入の排除

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- (2) 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

16 車両通行時安全配慮事項

- (1) 原則、登下校時や休み時間に車両の出入り並びに学校敷地内走行は行わないこと、また、やむを得なく出入り、通行する場合は学校の了解を得ること。
- (2) 学校敷地内の走行にあたっては、ハザードランプを点滅させて最徐行で通行し、渡り廊下を通過する際は一時停止及び前後左右の安全確認を徹底すること。また、同乗者がいる場合は、同乗者は車両から降りて先導を行うこととし、後退する場合についても必ず誘導を行うこと。
- (3) 駐車時はエンジンを必ず切り、パーキングブレーキを確実にかけ、フットブレーキを外しても車両が動かないことを確認すること。また、必要に応じて輪留めを使用すること。
- (4) 駐車スペースからの発進時は車両周辺の前後左右の安全を十分に確認し、急発進・急加速は行わないこと。

17 環境配慮事項

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、修繕の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 修繕実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 修繕の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

18 その他

- (1) 修繕や事前調査等を行うときには、事前に学校に連絡し調整すること。
- (2) 修繕に入る際には、児童・生徒及び関係者の安全確保に十分に配慮すること。

19 疑義等の解決

この仕様書に記していない事項及びこの仕様書について疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議し、その都度解決するものとする。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。